

論考

扶養の範囲と年収の壁

神奈川大学名誉教授 蒔田英人

1 はじめに

2024年度税制改正大綱において、2024年10月から児童手当の所得制限が撤廃され、支給期間が高校生まで拡大された。また、ひとり親控除については、対象となるひとり親の所得要件を、合計所得金額500万円以下を1000万円以下に引き上げ、ひとり親控除の所得税の控除額が増額され、2026年から現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額についても、現行の30万円から33万円に引き上げる見込みである。

また、扶養控除が見直され、児童手当が18歳まで拡充されるのに伴い、16歳以上は38万円の扶養控除が受けられるが、2026年から25万円に縮小される予定である。これは、子育て世帯に対する支援を拡充し、所得階層間の支援の平準化を図ることを目的としたものである。

なお、扶養とは、自身で生計を立てられない家族や親族に対して、経済的に支援することをいう。一般的には収入がない、あるいは収入の少ない子どもや配偶者、両親などの親族を自身の収入によって養うことを扶養という。扶養親族は、自分の収入だけでは生活するのが難しいので、一定の要件を満たしている場合、扶養親族の税金や社会保険料の負担を軽減する措置が設けられている。

扶養のボーダーラインを「税法上の年収103

万円の壁」や「社会保険上の年収130万円の壁」などといわれ、扶養親族の年収が103万円以下だと所得税が免除され、130万円以下だと社会保険料が免除される仕組みになっている。

年収が扶養の壁を超えると所得税や社会保険料の負担が増加し、収入が減少することになる。しかし、フルタイムで働きたいとか、キャリアアップしたいという希望がある場合には、働き方が制限されることになるので、どのように調整すべきかが問題となる。扶養の範囲内での収入調整は、税負担や社会保険料負担の軽減につながるが、収入の伸びやキャリアアップを抑制し、長期的には世帯収入を下げってしまうことになる。

そこで、本稿においては、扶養控除と配偶者控除・配偶者特別控除の違いについて概観し、税法上や社会保険上の扶養の範囲と年収の壁について検討する。さらに、扶養範囲内の年収のメリット・デメリットを明らかにし、年収の壁引上げの課題とそのあり方について考察する。

2 扶養控除と配偶者控除・配偶者特別控除の対象者の違い

扶養控除と配偶者控除、配偶者特別控除はいずれも所得控除である。しかし、それぞれ対象者が異なり、扶養控除は16歳以上のその他の扶養親族を対象としているが、配偶者控除と配偶者特別控除は配偶者のみに認められ、それぞれ控除額が異なっている。